地域貢献学術研究助成金　交付申請にあたっての留意事項

地域貢献学術研究助成金の交付申請にあたっては、以下についてご留意の上、交付申請書等をご提出ください。

①申請額について

限られた予算の範囲内で、地域や市政での活用の可能性の高い研究を採択するため、過去の本助成金の活用状況や助成対象の類型、研究計画、収支予算書の精査等を踏まえて、申請上限額の調整を行っている場合があります。選定結果通知書における交付申請上限額を十分にご確認いただいた上で、下記により交付申請書をご提出ください。

【交付申請書について】

交付申請書は、**日付を空白**の状態でご提出ください。

ＰＤＦデータとワードデータを、それぞれご提出ください。

【実施計画書・収支予算書について】

交付申請上限額により、研究計画や収支予算に修正が生じた場合には、修正の上データにて、実施計画書・収支予算書などを再度ご提出ください。（応募時と変更のない書類も、併せて一式としてデータにてご提出ください。）

提出先メールアドレス：01kikaku@city.miyazaki.miyazaki.jp

※収支予算書においては、単価根拠を明確に記載し、ご提出ください。

なお、報償費や旅費は大学の規定に準じた額とするなど、根拠を明記してください。

※消耗品費は、取得後概ね１年以内に消耗する物品又は１個の取得価格が３万円未満のものを対象としております。これに該当しない備品は、原則として、リースをお願いしておりますので、ご注意ください。

【相手方登録申出書について】

本助成金は交付決定に際して、宮崎市での支払のための登録が必要です。添付の「相手方登録申出書」を、記入例に従いご記入の上、ご提出ください。

なお、これまでに宮崎市の補助金等を受けられ、既に市へ登録がお済の方は不要となります。登録状況がご不明な場合は、お問い合わせください。

【委任状について】

申請者以外の口座に補助金を入金する際は、「委任状」の提出が必要となります。

記入例を参考の上ご記入し、ご提出ください。

②変更申請について

交付決定後、研究内容や研究経費に変更が生じる場合は、以下のような軽微な変更を除き、変更申請を行う必要があります。変更申請を行わずに着手した場合、交付額の確定時に対象経費として認められないことがありますので、ご注意ください。

＜軽微な変更の例＞

◯研究の実施方法や実施体制の変更であって、当初の研究目的を逸脱せず、かつ、想定される研究成果が変わらないもの。

◯当初の収支予算書における経費区分の配分額を変更するもので、その変更額の総額が交付決定額の５割以内のもの。

（ただし、報償費や旅費、その他市長が必要と認める経費の配分額を変更する場合は、額に関わらず、変更申請が必要となります。）

※軽微な変更に該当するか不明な場合は、随時ご相談ください。

③研究成果の報告について

各年度の助成金に係る研究期間終了後に、所定の様式に基づく報告のほか、オンラインで意見交換の場を設けて、発表をいただく予定としております。

オンライン発表は、成果の概要を分かりやすくまとめたスライド等によることとし、発表に際して用いた資料は、市のホームページ等で公表することを予定しています。

④その他

ご不明な点がございましたら、宮崎市総合政策課 永松までお問い合わせください。

また、収支予算書等の電子データが必要な場合は、宮崎市ホームページの本助成金募集のページに掲載しておりますので、ダウンロードしてご使用ください。本助成金募集のページ中段「選定結果後の提出書類」に掲載しております。

〔市ホームページ〕

https://www.city.miyazaki.miyazaki.jp/business/loan/410176.html